

| No. | 計画及び条例等の名称             | 計画及び条例等の内容（特に必要と認め<br>市民参画を実施する場合はその理由）  | 重要               | 除外          | 除外する理由<br>（重要なものに該当しない理由）   |
|-----|------------------------|--|------------------|-------------|---|
| 1   | 花巻市市税条例の一部を改正する条例      | <p>【目的】<br/>現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律の成立に伴い、関連する条項を改正するもの</p> <p>【内容】<br/>寄付金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引き下げ、秩序犯に係る法定刑（過料等）の引き上げ及び税負担軽減措置等の整理合理化に伴う改正</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成23年9月議会<br/>②施行日 公布の日から施行する</p> <p>【その他】<br/>地方税法の改正については平成23年6月22日成立。施行は6月30日</p> | 工<br>務<br>権<br>利 | ア<br>軽<br>微 | 地方税法の一部改正等に伴い、改正するものであるため   |
| 2   | 辺地総合整備計画               | <p>【目的】<br/>辺地と他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図る。</p> <p>【内容】<br/>辺地における公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画。</p> <p>【区分】<br/>実施計画</p> <p>【計画期間】<br/>平成24年度～概ね5年（計画期間任意）</p>  | 対<br>象<br>外      |             | 辺地における公共的施設の整備にあたり、財政上の特別措置を受けるための計画であり、政策・施策の基本方針や基本事項を定めるものではないため |
| 3   | 花巻市都市公園条例の一部を改正する条例    | <p>【目的】<br/>都市公園の管理に必要な事項を定める。</p> <p>【内容】<br/>花巻市総合体育館第3アリーナの使用料を定める。</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成23年9月議会<br/>②施行日 平成23年12月1日</p>  | 対<br>象<br>外      |             | 総合体育館の増築箇所（第3アリーナ）の使用料について、現在の総合体育館の使用料に準じて定めるものであるため               |
| 4   | 花巻市立小中学校設置条例の一部を改正する条例 | <p>【目的】<br/>湯口小学校に前田小学校を統合させるもの</p> <p>【内容】<br/>小学校の名称及び位置の表から、前田小学校を削除する。</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成23年9月議会<br/>②施行日 平成24年4月1日</p>   | 対<br>象<br>外      |             | 統合については、平成22年8月に保護者、地区の関係者の合意を得ており、その内容を条例として提案するものであるため            |
| 5   | 花巻市学校施設設備基金条例を廃止する条例   | <p>【目的】<br/>学校林に係る基金に関する条例を廃止するもの</p> <p>【内容】<br/>現在の木材市況から分収益の確保が難しいことと学校林が林道から遠距離にあること及び組合員の高齢化により管理が行き届かないことから、学校林を廃止し、普通財産に移管して管理するため条例を廃止する。</p> <p>【議会及び施行日】<br/>①議会提案 平成24年3月議会<br/>②施行日 平成24年4月1日</p>  | 対<br>象<br>外      |             | 小中学校施設及び設備の充実を図るための学校林を廃止し、普通財産として管理するものであるため                       |